

令和5年度

ぷらっとホーム世田谷

(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

事業報告書



世田谷区 社会福祉協議会

● 支えあい ● 心をつなぐ ● 合い言葉 ●



目次

CONTENTS

令和5年度 ぷらっとホーム世田谷 事業報告書

はじめに	02
第 1 章 概要	03
第 2 章 自立相談支援事業	05
第 3 章 家計改善支援事業	08
第 4 章 住居確保給付金	10
第 5 章 就労支援事業	11
第 6 章 就労準備支援事業	13
第 7 章 就労訓練事業	16
第 8 章 子どもの学習・生活支援事業	16
第 9 章 生活福祉資金制度	17
第10章 受験生チャレンジ支援貸付事業	19
第11章 食料品・生活用品支援	20
第12章 携帯電話貸出支援	21
第13章 専門相談	22
第14章 日常生活支援アドバイザーによるアウトリーチ事業	24
事例集	25



はじめに

ぷらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)は、平成26年の生活困窮者自立支援法施行前に開設してから10年が経過しました。

令和5年度は、3年以上に及んだコロナ禍の影響により生じた生活困窮に対応した生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金の要件緩和などが終了し、通常の支援に戻った年でした。しかしながら、コロナ禍による離職や減収などの状況は容易には改善されず、生活福祉資金特例貸付の償還開始やさらに長引く物価高騰などの影響や景気の低迷もあり、生活困窮の要因となる生活課題の改善にあたってさらに厳しい状況が続いています。

そうした相談の中で、住居の喪失や多重債務など経済的な問題に加え、体調や家族問題、さらに世帯員各々が個別の課題を抱えるなど、複雑多岐にわたる課題が

絡み合い、相談者個人の力だけでは容易に解決できない状況にある方が少なからず存在しています。こうした状況にある相談者に対し、ぷらっとホーム世田谷では、多機関協働事業者として、開設して2年になる世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、支援会議を開催するなどして、多機関と連携・協働をしながら支援に取り組んでまいりました。

ぷらっとホーム世田谷では、引き続き相談者の生活上の困りごとを共に考え、丁寧に課題の解きほぐしを行うとともに、多機関と連携・協働により支援策を探りながら、相談者がより安定した生活の実現に向かえるよう努めてまいります。

令和6年11月



ぷらっとホーム世田谷
センター長 田邊 仁重

第1章 | 概要

1 設立の経緯

ぷらっとホーム世田谷(以下「ぷらっとホーム」という。)は平成26年4月1日、生活困窮者自立支援法施行に先駆け、国の実施する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」を活用して開設。翌年4月1日の「生活困窮者自立支援法」施行に基づき事業運営を行い、生活困窮者の自立の促進を担っている。

開設当初は、ハイツ三軒茶屋(三軒茶屋1-29-13)の2階に事務所を構えたが、利便性の充実を図りつつ事業規模の拡大に対応するなどのため、平成29年6月にグレート王寿ビル(太子堂1-12-40)の6階に移転した。

その後、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ感染症」という。)の感染拡大に伴う生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金と総合支援資金の申請対応増加などのため、令和3年3月より一部事業をアークビル(太子堂1-4-33)の5階にて執り行った。

令和4年4月には、「世田谷ひきこもり相談窓口リンク」の開設による事業規模の拡大に対応するため、STKハイツ(太子堂4-3-1)の2・3階、また一部事業についてはアークビルよりDS三軒茶屋ビル(太子堂4-3-2)の2階に移転し、現在に至っている。



ぷらっとホーム受付



ぷらっとホーム面談室

「ぷらっとホーム世田谷」という名称について



正式な事業所名は「世田谷区生活困窮者自立相談支援センター」であるが、生活上の困りごとを気軽に相談できる窓口を目指し、通称として用いている。

鉄道駅において乗客が列車の乗り換えを行う「プラットフォーム」になぞらえて、新たな生活を歩み始めるための、未来に向けた分岐点を意味している。

さらに、相談者にとって、「ぷらっと」=気軽に訪れることができ、「ホーム」=家庭のように安心して過ごすことができる場所になって欲しいという願いも込められている。

2 取組み

ぷらっとホームは、生活上の困りごとや課題を抱えている方の相談窓口であり、相談者の多くは複雑化・複合化した悩みや課題を抱えており、相談内容也多岐に渡っている。

その中には、相談者が相談すること自体に疲弊しており、相談への期待が低下している場合、さらには社会的孤立に陥って

いて、「制度の狭間」に置かれている場合などがあるため、まずはどんな困りごとでも広く相談を受け付けるとともに、一人ひとりが語る内容に真摯に耳を傾け、その方の想いを尊重しながら、一緒に課題を整理し、解決策を模索していくという姿勢で支援を行っている。

3 運営

①対象者

世田谷区内在住で「家賃等の支払いや家計面で困っている」、「就職したい」、「債務がある」などの経済的な問題だけでなく、生活上の様々な困りごとを抱えた方。

②相談受付曜日・時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

③料金

無料

④体制（令和5年4月1日現在）

2つの事業者が各々世田谷区より委託を受けて事業を実施。

事業者：社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

事業：ぷらっとホーム世田谷運営事業（就労支援事業を除く）

人員：主任相談支援員・相談支援員・家計改善支援員他

合計31名

事業者：株式会社パソナ

事業：就労支援事業

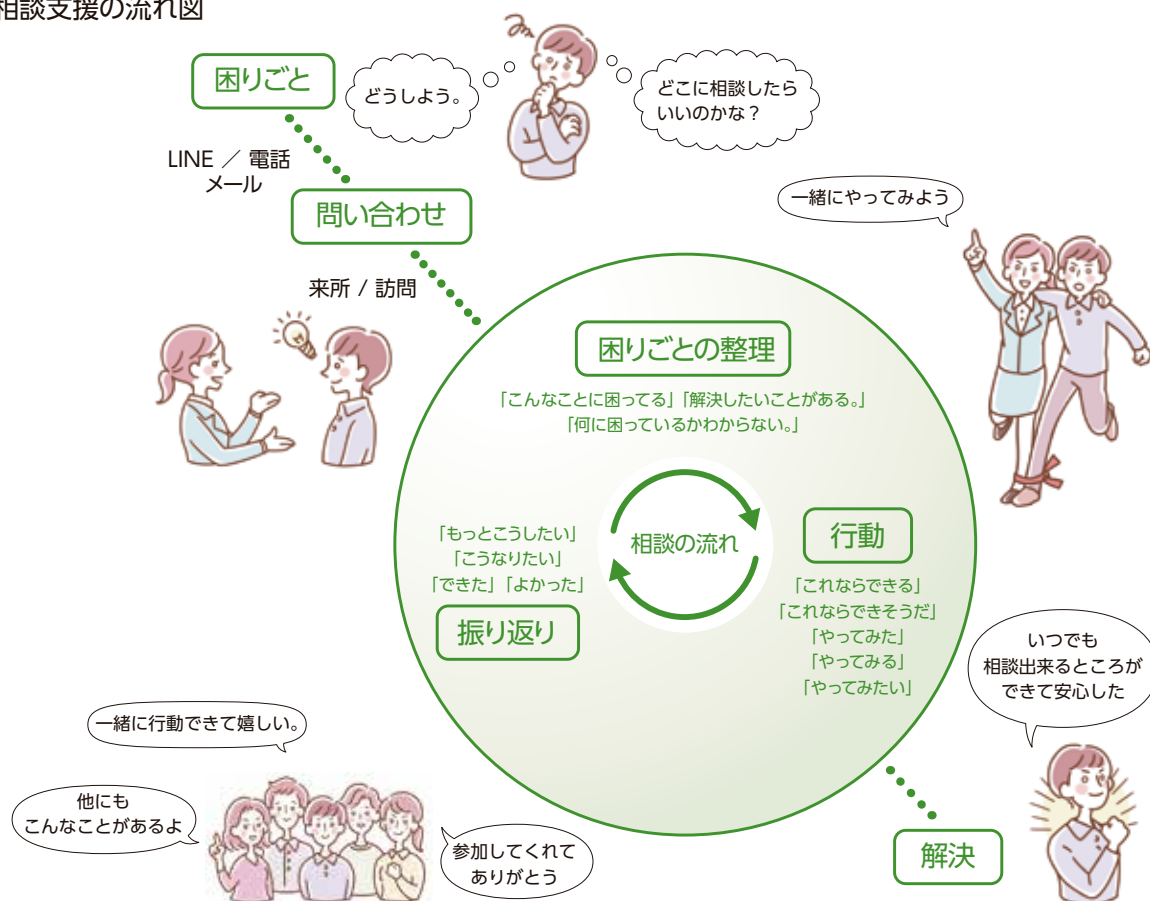
人員：キャリアカウンセラー・求人開拓員・精神保健福祉士

合計16名

⑤相談支援の流れ

図1の流れを基本として支援を実施。

図1) 相談支援の流れ図



第2章 | 自立相談支援事業

1 事業概要

相談を受付し、相談者が生活上で抱える問題に対して、単に個別の問題としてだけではなく、必要に応じて世帯や地域などの生活環境へと視野を広げて問題の把握に努めると

もに、必要に応じて専門の知見や経験を有する各関係機関と連携して支援する。

2 実施状況

①相談受付

ぷらっとホームでは、生活上の課題を抱えた区民の相談窓口として、必要な方が必要な時に相談できるように日頃より周知に努めており、特にぷらっとホームの専用ホームページの効果は大きい。

表1の令和5年度のホームページ実績のように、「問い合わせフォーム利用件数」、「アクセス数」について、コロナ感染症に関連した各種貸付、住居確保給付金、食支援などの問い合わせが落ち着いたことから、令和4年度と比較して件数全体は減少しているものの、依然として10,000件以上のアクセス数を維持している。

「相談はまずは電話で」と周知していることもあり、電話で

②各総合支所での出張相談

相談者の中には、高齢や疾病、障害等、心身の状況により交通機関の利用や三軒茶屋までの距離が負担となる方や、経済的な理由で交通費の負担が難しい方など、ぷらっとホームへの来所が難しい方が一定数いる。

そのため、負担を軽減できるよう、世田谷区内の各総合支所において定期的に出張相談を実施している。

表2は各総合支所別の出張相談の実施回数と相談件数である

表2)出張相談実績 ※()内は令和4年度実績

		令和5年度
世田谷総合支所	回 数	12 (12)
	件 数	47 (63)
北沢総合支所	回 数	0 (2)
	件 数	2 (2)
玉川総合支所	回 数	2 (3)
	件 数	2 (4)
砧総合支所	回 数	14 (25)
	件 数	61 (51)
烏山総合支所	回 数	18 (23)
	件 数	26 (28)
保険料収納課窓口	回 数	4 (2)
	件 数	6 (5)
計	回 数	50 (67)
	件 数	142 (153)

の相談が中心で、そこから日時を予約して来所での面談に繋げていくことになるが、自己の現況に対する焦りなどから、事前の予約なしに来所する方も一定数みられる。

また、相談者は生活上の課題を抱える当事者が中心となるが、当事者の状況を慮ったり、あるいは当事者からの依頼を受けた親族や知人、友人、関係機関からの相談も折に触れて寄せられている。

表1)「ぷらっとホーム世田谷」ホームページ実績 ※()内は令和4年度実績

		令和5年度
問い合わせフォーム利用件数		87 (201)
アクセス数	区 内	2,518 (4,512)
	区 外	8,234(13,904)

が、相談の多い世田谷総合支所の他、ぷらっとホームから離れている砧総合支所と烏山総合支所での実績が多くなっている。

また、国民健康保険料を滞納している方は、債務などの経済的な課題があり、生活困窮状態に陥っている、あるいは今後陥る可能性がある。そこで、世田谷区保険料収納課と法テラス、ぶらっとホームが連携し、3機関合同による臨時相談を保険料収納課窓口で行い、家計の状況などから継続的な支援が必要とされた場合は、ぶらっとホームでの相談につないだ。(図2参照)

図 2) 臨時相談窓口チラシ

[illegible]

③相談受付の状況

コロナ感染症の影響は落ち着いたものの、表3のとおり相談件数に大きな変動は無く、引き続き多くの相談がぐらっとホームに寄せられている。

その中で、「プラン作成件数(新規、更新含む)」については、複数の生活上の課題を抱え、継続的支援が必要な相談者が増えている状況を反映して、前年度より増加している。

また、本人特定のみ(本人同意あり)の相談者について性別や年齢をみると、表4のとおり性別による顕著な差異はみられず、年齢別では50代からの相談が最も多く、それに40代が続くなど、中高年世代の相談が多い。

表3) 自立相談実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
新規相談受付件数	1,286 (1,366)
(うち)本人特定のみ(本人同意あり)	754 (779)
プラン作成件数(新規、更新含む)	729 (605)

その一方で、20代の相談も増加し、80代の相談も一定程度あることから、生活上の課題が多世代に渡っていることが伺える。

さらに、本人特定のみ(本人同意あり)の相談者の相談内容をみると、表5のとおり相談内容として「収入・生活費のこと」が全体の20%以上を占め最も多く、「仕事探し、就職について」、「家賃やローンの支払いのこと」、が続いており、経済的な課題に関連する相談の多いことが分かる。それ以外にも、「病気や健康、障害のこと」、「家族との関係について」、「介護のこと」、「ひきこもり・不登校」などが一定数を占めており、これらが経済的な課題を抱える背景となっていることも考えられる。

こうした状況を踏まえて、支援者は経済的な課題についての相談であった場合でも、心身の健康状態や家族関係などについても丁寧に聞き取り、本質的な課題の把握に努めている。特に、心身共に疲弊している相談者などは、自身の困りごとが十分に整理されていない場合もしばしばみられるため、より丁寧な聞き取りを心掛けている。

表4) 本人特定のみ(本人同意あり)の年代・性別相談件数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	計
男 性	1	62	58	71	79	58	48	14	0	0	391
女 性	4	64	46	68	72	41	45	16	2	3	361
その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
計	5	127	105	139	151	99	93	30	2	3	754

表5) 本人特定のみ(本人同意あり)の相談内容 ※複数回答可

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
病気や健康、障害のこと	12	24	17	24	18	19	13	14	18	10	7	10	186
住まいについて	17	24	27	19	20	22	16	11	13	7	6	13	195
収入・生活費のこと	34	43	44	36	31	49	36	32	29	26	21	26	407
家賃やローンの支払いのこと	16	33	28	25	18	25	21	19	23	16	10	16	250
税金や公共料金等の支払いについて	9	17	13	19	10	19	15	18	13	16	8	7	164
債務について	10	6	12	8	7	8	10	8	6	6	5	8	94
仕事探し、就職について	21	37	37	31	30	29	19	21	20	23	13	18	299
仕事上の不安やトラブル	1	4	4	6	8	7	4	3	2	5	2	4	50
地域との関係について	0	1	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	5
家族との関係について	4	10	5	12	4	14	5	8	8	2	4	8	84
子育てのこと	0	2	0	3	2	2	1	1	0	1	1	2	15
介護のこと	2	2	2	4	7	0	0	1	0	1	1	1	21
ひきこもり・不登校	13	10	9	10	6	9	9	5	6	5	5	4	91
DV・虐待	0	2	0	0	1	0	2	0	3	0	0	0	8
食べるものがない	4	3	3	4	1	4	4	3	7	4	6	4	47
その他	2	0	4	0	2	2	0	2	3	3	1	2	21
合計	145	218	205	202	166	209	155	146	151	127	90	123	1770

④相談支援の実施

相談支援において、生活状況や経済状況などを相談者から聞き取り、把握した課題に対して必要な情報提供を行い、課題を解決できる見込みが立った場合は、相談者本人の同意を得て「相談のみで終了」という対応を行っている。

また、継続的な相談支援が必要な場合や相談者単独での解決が困難な状況と考えられる場合は、相談者の希望も踏まえて各種支援を実施するために、相談者と一緒に各関係機関との連携も踏まえた支援プランを策定し、表6のとおり支援調整会議で支援の決定確認が行われ、それを受けて表7のとおり面談だけでなく、支援上の必要に応じて相談支援員が自宅への訪問や関係機関への同行なども積極的に行い、相談者に伴走しながら課題解決を図っている。

また、経済的にひっ迫した状況にあり、生活保護制度の申請が必要と考えられる相談者に対しては、申請の窓口となる生活支援課と連携し、相談者の意思を尊重しながら生活保護制度へのつなぎを行うとともに、支援の切れ目が生じないように配慮している。

表7)支援実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
面 談	3,648 (4,116)
訪 問	212 (174)
同行支援	254 (148)

表6) 支援調整会議における支援実績(新規相談・継続相談含む)
※()内は令和4年度実績

		令和5年度
世田谷	支援決定・確認	231 (168)
	終結	148 (98)
	生活保護へ	47 (58)
北 沢	支援決定・確認	135 (127)
	終結	93 (63)
	生活保護へ	27 (28)
玉 川	支援決定・確認	164 (106)
	終結	89 (53)
	生活保護へ	19 (18)
砧	支援決定・確認	141 (97)
	終結	116 (95)
	生活保護へ	14 (9)
烏 山	支援決定・確認	83 (93)
	終結	96 (121)
	生活保護へ	5 (22)
合 計	支援決定・確認	754 (591)
	終結	542 (430)
	生活保護へ	112 (135)

3 今後に向けて

ぷらっとホームでの支援を必要とする方が適切に受けることができるよう、積極的・継続的にホームページや事業説明の機会などを通じて周知する。

早い段階で支援を開始できればできるだけ、活用できる支援策が多く、支援の効果が発揮されやすいため、いかに支援につなげるか、いかに支援を受ける気持ちにさせるかなどが大切となる。

また、支援につながった際には、社会が急激に変化している中で、ますます複雑・多様化する課題に直面している相談者からの期待にできる限り応えなければならない。そのため、相談支援員は相談支援の経験を積み重ねながら、スキルや知識を日々アップデートし、お互いに切磋琢磨しながら、一人ひとりが自覚を持って支援に取り組んでいる。



第3章 | 家計改善支援事業

1 事業概要

家計改善支援事業は、前章の相談受付の状況で触れたように、「収入・生活費のこと」を中心に金銭面での課題を抱えることが多い相談者に対して、ファイナンシャルプランナーの資格を有した家計改善支援員を含む相談員が対応しており、

相談者本人や世帯の家計の状況について、単に毎月の収支状況だけでなく、カードローンや消費者金融からの借り入れ、家賃や公共料金などの滞納状況を把握・整理し、今後の家計改善に向けた支援を行っている。

2 実施状況

①生活困窮者への支援

表8のとおり支援決定件数は前年度に比較して増加しており、コロナ感染症の影響が落ち着いた後も、減収や債務、滞納などの課題を抱え、家計の見直しなどについて支援の必要な相談者が多いことが分かる。

実際の支援としては、相談者自身が自己の将来についての見通しをより具体的にイメージできるようにすることが非常に重要であると捉えている。具体的には、図3の日常家計表とキャッシュフロー表を活用して「家計の見える化」を積極的に推進しており、それを踏まえて増収を図るための就労支援や支出を抑制するための転宅支援などを実施している。

それ以外にも、多重債務を抱えている相談者には、債務整理(主に自己破産・任意整理など)も視野に入れて、ぶらっとホームで実施している法テラスと連携した弁護士による法律相談を活用し、国民健康保険料や住民税を滞納している相談者には必要に応じて相談者の同意を得た上で当該窓口へ滞納状況の確認や同行を行っている。また就労などによる生活の立て直しが難しく経済的にひっ迫している状態の相談者には生活保護制度を案内し、必要に応じて生活支援課への同行も行うなど、図4のとおり関係機関などと連携して支援の充実を図っている。

表8)家計改善支援事業実績(生活困窮者対象)※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
支援決定件数	656	(518)

図3)日常家計表作成とキャッシュフロー表作成

個別家計相談支援(日常家計表作成とキャッシュフロー表作成)

日常の収支を家計表に記していくとキャッシュフローやグラフがでる。貯蓄金の変化を確認する。場合によっては毎日のレシートを一緒に確認して行動を確認する。

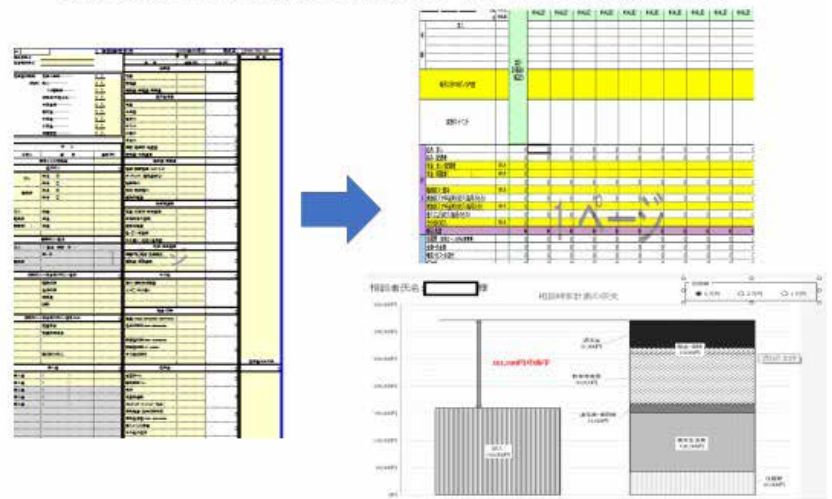


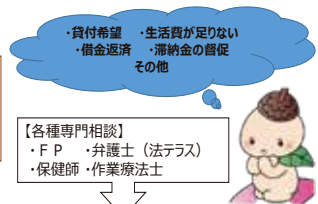
図4)家計改善支援事業のイメージ図

〇家計相談支援 (家計改善支援事業：656件)

【面談】

- 1 収支の状況をお聞きしながら、一緒に家計表を作ってみる
- 2 家計表から問題点を一緒に考える
- 3 問題の解決方法を一緒に考える

お金の動きを見ることが...



②生活保護受給者への支援

生活保護受給者の場合は図5のとおり、各総合支所生活支援課を通じ支援依頼を受け、支援調整会議にて支援状況の報告を行っている。

具体的には、毎月支給される生活保護費の範囲内で生活費や家賃の支払いなどを自分で行えるよう面談や家計簿の作成・定期的な確認などを行い、相談者本人の課題や状況などは担当ケースワーカーとも共有して支援を進めるほか、転宅支援と携帯電話貸出サービスを表9のとおり行っている。

転宅支援は、立ち退きなどにより早期に次の住まいを探さなければならない場合、生活支援課の依頼により本人単独では住

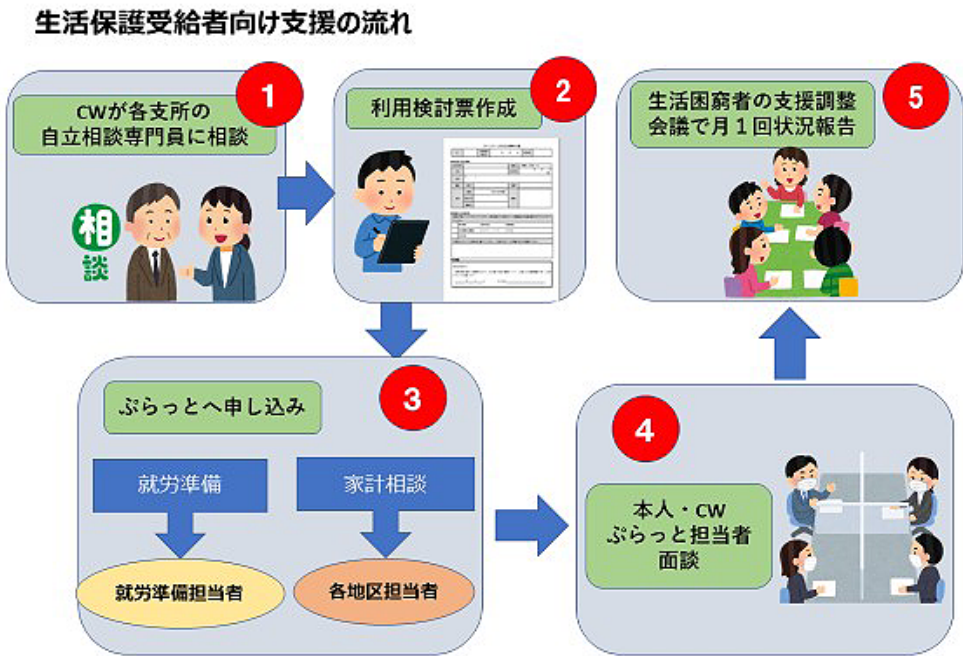
まいを探すことが困難な相談者を対象として支援を行っており、相談者、ケースワーカーとともに通院先の有無や健康状態などの本人を取り巻く様々な生活状況を確認し、転宅先を考える際に通院しやすい路線や地域を念頭に入れたり、女性や高齢者、障害を抱える方に対して部屋の階数や周囲の段差、位置なども配慮したりするなどの対応が重要であると考

えている。

その上で、「住まいサポートセンター」をはじめ、ぷらっとホームの転宅支援に理解のある居住支援法人や不動産会社と協力して物件情報を提供しており、必要に応じて相談員が物件の内見に同行することもある。

賃貸アパートなどを契約する場合、保証人については保証

図5)生活保護受給者向け支援の流れ



会社を利用するが増えているものの、緊急連絡先については社会的に孤立しており、親族や友人などで緊急連絡先になってくれる人がなかなか見つからない相談者も少なからずおり、転宅支援を進める上での課題となっている。

※携帯電話貸出サービスの詳細は、第12章携帯電話貸出支援参照。

表9)家計改善支援事業実績(生活保護受給者対象)

※()内は令和4年度実績

	令和5年度
新規受付件数	30 (37)
(新規受付件数のうち転宅支援件数)	15 (20)
(新規受付件数のうち携帯電話貸出支援件数)	12 (12)

3 今後に向けて

ぷらっとホームでの相談支援において、家計に関連する支援は主要な位置を占めるものである。今後も相談支援を実施していく中で「家計改善支援事業」の必要性和重要性はますます高くなると考えられる。

しかしながら、相談者が家計の改善に向けて住まいや仕事あるいは食生活などこれまでの生活のあり方を変化させ

ることに強い抵抗感や不安があるなど、支援が進まない相談者も散見される。

このような中、家計全体の状況の把握を踏まえて、今後の家計の改善に向けたあり方について相談者と共有できるように、柔軟な発想のもとに様々な角度からのアプローチを行うことが重要となっている。

第4章 | 住居確保給付金

1 事業概要

離職、廃業又は個人の責によらない理由・都合（休業など）により収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方で、住居（賃貸）を喪失するか、喪失するおそれのある方に、就労

支援とともに、原則3か月の家賃助成を行う。

なお、3か月毎に2回まで延長することができる。

2 実施状況

コロナ感染症の影響が広がる中で、住居確保給付金は、度重なる法改正により令和2年4月に支援対象者が拡大し、令和3年1月には再々延長（最長12か月支給）、令和3年2月には特例再支給（最長15か月支給）が実施され、その後コロナ感染症の鎮静化とともに再々延長は令和3年12月末に、特例再支給は令和5年3月末に申請受付が終了した。

さらに、令和5年度より制度改正が行われ、受給要件の見直しにより、求職活動の緩和が廃止となった。実績としては、表10のとおり「新規申請」は82件と前年度より大幅に減り、続く「延長申請」・「再延長申請」、それらを受給し終わった後に申請が可能となる「特例再支給申請」も大幅に減少した。

また、表11のとおり、初回受給の3か月間に就労して増収を図ったなどにより終了となる受給者は少なく、令和5年度では、新規受給者88人、3か月延長（通算6か月）受給者は67人、3か月再延長（通算9か月）受給者は60人となっており、最長9か月を受給するケースが多いことがわかる。

一方で、就労支援により常用就職に結びつき、収入回復を図ることが出来たことにより受給を終了するケースもあった。

申請件数は減少傾向にあるものの、依然として離職・休業などによる減収で住居喪失の恐れのある方からの相談は一定程度あり、そういった方々に対して住居確保給付金は即効性のある支援として大きな役割を果たしている。

表10) 住居確保給付金申請受付実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
新規申請件数	82	(411)
延長申請件数	55	(356)
再延長申請件数	56	(376)
特例再支給申請件数	17	(470)

表11) 住居確保給付金支給決定実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
新規支給決定件数	88	(445)
延長支給決定件数	67	(395)
再延長支給決定件数	60	(419)
特例再支給決定件数	27	(675)

3 今後に向けて

現在、相談支援員による丁寧なアセスメントを行った上で、住居確保給付金の申請について案内をしている。今後も住居確保給付金の支給と併せて、家計支援、就労支援を行い、

生活自立を目指したプランに基づき支援をしていく。

さらに、法改正についても動向を注視し、法に基づき適切に事務を進めていく。



第5章 | 就労支援事業

1 事業概要

ぶらっとホームでは生活困窮者と生活保護受給者に対する就労支援を行っており、生活困窮者については自立相談支援事業の面談を経て、生活保護受給者については各総合支所

保健福祉センター生活支援課からの依頼に基づき、検討を経て支援が開始される。

2 実施状況

① 支援の流れ

相談者の希望やニーズ、就労経験などをもとに、専任のキャリアカウンセラーによる支援を行うが、生活困窮者、生活保護受給者ともに相談者からは、これまでの就労経験や就職活動などにおいて心身ともに傷ついたり、自分の想いが満たされなかったりする喪失体験を重ね、「自分に何ができるのか」「どう仕事を探したら良いかわからない」などの声を聞く機会が少なくない。

そのため、自身の悩みや不安を安心して伝えることができるよう、相談者との関係構築を大切にしている。

また、相談者の希望や状況に応じて求人開拓員と連携し、

相談者に合った求人を開拓する。

求人開拓は就労支援の大切な柱のひとつであり、相談者は就労時間や業務内容について一定程度の条件緩和、環境整備があってはじめて働ける方も多く、求人開拓員が企業との交渉、関係構築やフォローを行うことで、多くの相談者の就職やその後の定着に繋がっている。

その他、就労スキルアップのためのグループプログラムの実施や就労準備支援事業との連携、就労移行・就労継続などの障害福祉サービスや就労訓練事業へのつなぎなど、それぞれの状況に応じた提案や利用のサポートを行っている。

② 実績

表12のとおり、生活困窮者、生活保護受給者合わせて823名の相談者、年代は10代から80代まで幅広い層の就労支援を受け付けた。

コロナ感染症の影響も落ち着き、求人・求職の環境は改善の方向に向かっているものの、本事業の対象者は障害や疾病などにより個別の配慮が必要な方も多く、ひとりひとりに合わせたきめ細やかな対応が求められた。

そうした相談者に対し、個別のカウンセリングに合わせ表14のとおりグループでの就労支援プログラムを実施し、就職意欲及び能力を高める支援も行った。そしてカウNSE

リングやグループプログラムなどで就労スキルを高めたところで、通勤可能な範囲の地域の求人を中心に個別に企業への訪問、事業説明を行い、表15のとおり対象者を受け入れ可能な求人の確保、紹介を行った。

また、体調面や長期ブランクなどによりすぐに就労を開始することが不安な相談者も含まれるため、就労体験先の開拓、利用支援も行い、ステップを踏みながら就労を目指すサポートも行った。

これらの支援により表13のとおり一定数の相談者の就労を実現した。

表12) 就労支援受入件数(生活困窮者) ※年度引継ぎ対応件数含む
※()内は令和4年度実績

令和5年度	生活困窮者	生活保護受給者
世田谷	242 (417)	42 (50)
北沢	197 (326)	32 (18)
玉川	114 (218)	27 (29)
砧	87 (190)	4 (4)
烏山	56 (150)	22 (24)
計	696 (1,301)	127 (125)

表13) 就労支援受入件数(生活保護受給者) ※年度引継ぎ対応件数含む
※()内は令和4年度実績

令和5年度	生活困窮者	生活保護受給者
世田谷	84 (71)	9 (13)
北沢	56 (72)	7 (6)
玉川	42 (37)	9 (7)
砧	30 (33)	2 (1)
烏山	20 (28)	8 (7)
計	232 (241)	35 (34)

表14) 就労支援プログラム

令和5年度	生活困窮者	生活保護受給者
開催数	18回	18回
参加者数	58名	31名

表15) 求人開拓実績 ※()内は令和4年度実績

令和5年度	
開拓社数	356 (37)
件数	1,557 (4,106)
採用人数	2,293 (4,573)

※就労支援グループプログラム一例

・ビジネスマナー講座 ・企業(業種別)研究 ・自己理解講座
・応募書類(履歴書)作成講座 ・求人票の見かた講座 ・Web面接・面接対策セミナー

3 決定者の声

ぶらっとホームを利用して就労が決定された方からメッセージをいただき施設内に掲示。



4 今後に向けて

対象者の抱える課題は複雑化、多様化している。経済的な問題や家族関係など就労以外の課題を抱える相談者も多く含まれるため、引き続き自立相談支援事業の相談員と連携し、個別の事情に寄り添った支援を提供していく。

様々な配慮を必要とする相談者が就労しやすくなるよう就労体験や個別の条件緩和、業務の切り出しの提案を企業に対し行い、幅広い選択肢を提供できるように取り組んでいく。



第6章 | 就労準備支援事業

1 事業概要

就労準備支援事業とは、就労する上で不安があったり、様々な準備を必要としたりする方が、プログラム参加や地域での体験等を通じて、安心して自分らしく活躍できるようになるための基盤づくりを目的として支援を行う。

表16のとおり「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」という3つの自立に基づく支援から成り立っている。

表16) 支援の方向を定める3つの自立に関する支援

日常生活自立に関する支援	就労に先立ち、生活習慣の形成を促すための助言、指導などを行うもの。
社会生活自立に関する支援	基本的なコミュニケーション能力の形成など社会的能力の形成を促すための助言、指導などを行うもの。
就労自立に関する支援	一般的就労に向けた技法又は知識の習得などを促すための助言、指導などを行うもの。

2 実施状況

表17のとおり生活困窮者、生活保護受給者ともに事業対象者数は増加しており、本事業への参加を通じて一般就労への道を切り開こうとする相談者は多い。

① 研修

相談者が就労を目指す上で抱えている様々な課題について、その背景にある一人ひとりの特性や心身の状態なども踏まえ、就労に向けて前進できるように表18のとおり研修を実施した。

実施にあたっては、相談者の興味関心と支援上の狙いなどを考慮して、内容を精査した。中でも、「日常生活自立」「社会生活自立」「就労自立」という3つの自立のうち、いずれか一つではなく複数の自立の観点から活用できるプログラムを多く実施し、その影響もあり「実施回数」と「延相談者」とともに令和4年度よりも多くなっている。

表18) 通常プログラム実績

プログラム例	日常生活自立	社会生活自立	就労自立	回数	延参加者	
					困 窮	保 護
保健師による健康ワークショップ	◎		○	10	12	32
PC講座入門	○	○	◎	21	22	52
PC講座初級	○	○	◎	2	1	9
PC講座実践	○	○	◎	16	26	58
お金について学ぼう	○	◎	○	6	10	30
ぶらっとカフェ ガリレオ	◎			52	21	62
カフェ豪徳寺	○	◎		21	15	87
コラージュ		◎	○	6	5	24
職場でムリしないコミュニケーション	○	○	◎	11	18	35
健康ウォーキング(ポールウォーキング)	◎	○		8	16	18
創作プログラム	◎	○	○	2	0	10
絵本セラピー @大人の絵本の時間	○	◎		6	4	20
市民緑地ボランティア	○	◎		11	13	29
適性検査(クレペリン)			◎	3	6	12
「自分に合った働き方を考えよう」			◎	1	0	3
就労収入と将来設計			◎	3	0	15
ストレスマネジメントアロマセラピー編	○		◎	3	3	13
縫物にチャレンジ!		○	◎	7	3	25
ストレスケア(マインドフルネス)		◎	○	3	7	13
ストレスケア(コーピング)		◎	○	1	1	3
実践! 生活スキルアップ	◎		○	2	3	1
計				190	202	468

これを踏まえて、ぶらっとホームの就労準備支援事業では参加する相談者の「様々な事情で離職期間が長くなっていて自信がない」、「仕事で嫌な思いや辛いことが重なり心身の調子を崩してしまった」、「働きたい」「役に立ちたい」といった想いを受け止め、「研修」と「体験」を2つの柱とした支援を行っている。

表17) 就労準備支援事業対象者数 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
	生活困窮	生活保護
世田谷	17(19)	4 (9)
北沢	12 (7)	28(26)
玉川	9 (4)	9 (6)
砧	13 (9)	8 (4)
烏山	5 (2)	11(11)
計	56(41)	60(56)

また、強化月間プログラム(表19)とジョブトレーニングプログラム(表20)については、本事業での支援が進み一般就労を見据えていく中で、「就労自立」の支援を強化する目的で年3回実施した。相談者は、就労に向けた様々な知識を身につけるだけでなく、就労について具体的に考え、同じ目標を持った仲間

の存在により就労意欲が喚起されるといった変化がみられた。

表19) 強化月間プログラム実績

プログラム名	日常生活自立	社会生活自立	就労自立	回 数	延参加者	
					困 窮	保 護
ライフコネクション〜地域の支援を活用しながら自立する人生ゲーム〜	○	◎	○	1	0	3
施設清掃お試し体験			◎	1	1	4
計				2	1	7

表20) ジョブトレーニングプログラム実績

	日常生活自立	社会生活自立	就労自立	回 数	延参加者	
					困 窮	保 護
求職活動前の自己発見ワーク			◎	2	3	11
見直して安心! ビジネスマナー			◎	2	5	10
自分もっと素敵に見えるパーソナルカラーと身だしなみ			◎	3	6	13
先輩と話そう			◎	3	6	13
いろいろな働き方を考えよう			◎	1	2	6
「働く」こと「食べる」こと			◎	3	6	12
気持ちの良いコミュニケーションの取り方			◎	1	2	7
それぞれのストレスマネジメント			◎	1	2	7
自分に合った働き方を考えよう			◎	2	3	7
ストレスケア(コーピング編)			◎	1	3	3
いろいろな仕事・いろいろな働き方			◎	1	2	2
ビジネスマナー基本の“き”			◎	1	1	5
いろいろな仕事・働き方を知ろう			◎	1	1	4
おしごと見学 清掃のおしごと			◎	1	1	5
ビジネスメールの基本(お礼)			◎	1	1	4
計				24	44	109

② 体 験

これまでの就職活動や就労経験の失敗などから、就労について不安を抱えている相談者が多くみられる。そのため、ぶらっとホームでは表21のとおり各種体験を実施し、相談者が

自信の回復や、業種や業務への理解を進めることなどを目標としている。

表21) 体験実施実績

区 分	主な内容	開拓数	マッチング数	延参加者	
				生活困窮	生活保護
社会参加体験	神社清掃活動	3	23	49	82
	商店街清掃活動				
	フードパントリー仕分け				
しごと見学	社会福祉施設	6	22	4	17
	企業・店舗				
しごと体験	保育園	2	10	2	57
	福祉施設				
計		11	55	55	156

● 社会参加体験

決められた日時に活動場所へ外出し、身体を動かして作業を行い、その中で他者と関わりを持つなどして、社会とのつながりを実感する体験である。

実際に社会とつながる第一歩となる体験としての参加が多く、集合時には緊張感を漂わせる方も少なくない。いざ活動が始まると周りから休憩を促されるまで作業に没頭していたり、他の相談者と言葉を交わしたりする場面が

見られることもあり、単なる参加で終わらない様子が伺える。

また、活動を通して、体験先に居合わせた第三者の方からも労いやお礼の言葉を掛けられることがあり、それに対して相談者も前向きに受け止める様子がみられる。他者や社会の役に立っているという自己有用感を高めることが、支援においても重要な要素であることに気づかされる。

●しごと見学

企業や法人の事業所などに足を運び、現場の職員の方が働く様子を見学することで、働く場の雰囲気を感じ、自身の働く姿をイメージすることで、就労意欲を喚起する体験である。見学を終えた相談者は、就労意欲が高まり次のステップとなる

●しごと体験

企業や法人などの事業所で、職員の方が実際に行っている業務の一部を担うことで単なる就労への意欲喚起だけでなく、就労について具体的に考えたり動き始めたりするきっかけづくりとなる体験である。

具体的な体験内容は、受け入れ先の事業所、相談者、相談員の三者で調整し、期間や頻度、内容などを明確にした上で実施している。

また、定期的に「目標・振り返りシート」を作成し、進捗を確認したり、場合によっては体験内容を変更したりしながら計画的に体験を進めている。

これらの見学や体験を継続して実施するためには、何よりも

しごと体験を希望する方もおり、見学が良い刺激となっている。また、見学先の業種・業務が、今後の就労を考える際の選択肢になるなど、視野を広げることにもつながっている。

見学や体験の「場」の確保が必要である。そのため、企業や法人などに対して幅広くアプローチしているが、その中から直接お話しができ、事業主旨に賛同いただき、かつ互いの条件が折り合い、最終的に受け入れを開始いただくようになるのは、ごく一部である。世田谷区社会福祉協議会が培ってきた地域における社会資源や地域住民とのつながりを生かして、なんとか場を確保できているものの、引き続き大きな課題である。

一方で、受け入れ先からは、相談者への声掛けだけでなく、物品の貸出や報酬などについてもご配慮いただく場合があり、より相談者が参加しやすい環境が生まれつつある。



3 今後に向けて

経済的な課題を抱えているぷらっとホームの相談者は、就労により収入増を目指す方が多いが、すぐに就職活動を始めするには心身の準備の必要な方も一定数存在する。そのような方が参加したい、また、参加して良かったと思える

ような研修体験を用意できるように、常に内容の見直しと新たな取り組みを実施していくとともに、本事業が一人でも多くの方に有効に活用されるよう、関係機関などと連携して周知を進めていく。

第7章 | 就労訓練事業

1 事業概要

就労に対する不安や悩みを抱えながらも「就労を考えたい」という相談者への支援方法として就労準備支援事業に加えて就労訓練事業(中間的就労)が存在する。

就労訓練事業は都道府県知事などが認定する事業所(社会

福祉法人やNPO法人などが多い)とぴらっとホームが連携をして支援を行う事業であり、区内の認定事業所は7か所で、うち2か所はぴらっとホームが開拓した事業所であり、ぴらっとホームの相談者が利用に結びついている。

2 支援状況

利用にあたっては、早期の一般就労を目指すことや就労継続が困難であるなどの課題を抱える相談者を対象として、相談支援員や就労支援員が本人と話し合い、負担のないレベルからできる事業所と訓練内容を含めたマッチングを行い、本人を主体としてオーダーメイドで支援計画を作成する。

訓練開始後は、本人の気持ちや生活環境の把握、事業所との環境調整などが重要であり、本人と事業者を交えて定期的な振り返りを行い、今後の方向性を検討する。

就労訓練はあくまで相談者にとって1つのきっかけとステップアップの場であるが、小さな成功体験を重ね、自信を深めていくことは将来に向けた大きな一歩となる。

表22のとおり、実利用者は少ないものの、相談支援員が支援の過程において就労訓練事業を活用することの必要性を適切に見極め、事業所と連携したことで、利用へとつながった。

表22) 就労訓練事業実績

令和5年度	
実利用者数	6

3 今後に向けて

「就労を考えたい」、しかしながら就労に対する不安を抱えている相談者も多く、一人ひとりに寄り添った支援が大切である。自立相談支援事業や就労準備支援事業とのつながりを意識し、

就労訓練事業所と連携を深めてより多くの相談者が利用につながるよう取り組んでいく。

第8章 | 子どもの学習・生活支援事業

1 事業概要

平成27年度より生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」として、生活に困窮する家庭などの小学校1年生から高校3年生までの子どもを対象に、「せたがやゼミナール」(以下「せたぜミ」という。)を実施。

区内5地域別の拠点で原則毎週1回ずつ開催し、学習習慣の定着を目指した学習支援や世代間の交流を通じた社会性の育成、食育を通じた日常生活習慣の形成支援などに取り組んでいる。

2 実施状況

年度を通じて大きな事故やトラブルなども無く、台風による開催中止があった他は予定通り開催することができた。子どもの利用登録は、表23のとおり目安となる1拠点あたりに10人から15人を満たし、延参加者数も1,000人を超えており、新規申込が年度後半を中心に多くあり、登録後も積極的な参加があった。

その一方で、特に大学生を中心とするボランティアの登録活動者が100人おり、延活動者数も979人を数え、こうしたボランティアの積極的な参加に支えられて、子ども達に寄り添って対応する体制を整えることができた。

また、表24のとおり小学校1年生から高校3年生まで、あまり年代が片寄ることなく参加している状況もみられた。

第8章 | 子どもの学習・生活支援事業

さらに、8月から中学校3年生・高校3年生を対象に、「せたぜミプラス」と銘打ってオンライン学習を活用して受験勉強ができる場を週1回提供する取り組みを行った。結果的に参加者は高校3年生1人のみであったが、3月までの間に通常のせたぜミに加えて活用が図られた。

この他、令和5年度より学習支援アドバイザーを迎え、毎月職員と定例会を行い、運営上の課題や子どもとの関わり方などについて相談・検討を行い、その内容も踏まえたボランティア向け研修を延4回実施した。

表23) せたがやゼミナール実績 ※()内は令和4年度実績

延 開催数		令和5年度
		228(230)
子ども	登録数	79(77)
	実参加者数	58(51)
	延参加者数	1,160(1,092)
ボランティア	登録数	100(63)
	実参加者数	71(84)
	延活動者数	979(1,297)



学習習慣定着のサポート・基本的な生活習慣の習得を支援します

大学生や地域住民がボランティアとして参加し、お子さんの成長を見守ります。

◇活動内容

★学習習慣定着のサポート

- ・「勉強がなかなか手につかない」、「宿題や授業のここが分からない」など、一人ひとりのお子さんの状況に応じて、学習の様子を見守りながら、学習習慣の定着に向けてボランティアと一緒に取り組んでいます。

★居場所の提供

- ・大学生や地域住民との世代間交流を通して、子どもが安心して過ごす居場所づくりを行っています。
- ・ゲームなどを楽しむ時間も作り、月1回は食事を通じた学びの機会「食育」を開催しています。

◇対 象 小学生～高校生

◇時間帯 2時間程度 開始・終了時間は開催場所によって異なります

◇開催場所及び開始時間 (詳細地図は、裏面参照)

①北沢地域	火曜 17時30分～
②砧地域	水曜 17時～
③鳥山地域	木曜 17時～
④世田谷地域	金曜 17時～
⑤玉川地域	土曜 13時～

◇利用料 無料でご参加いただけます。なお、ご利用の際にはお申込みが必要です。その他に不明な点は、下記窓口までお問い合わせください。

◇お問い合わせ 世田谷区生活困窮者自立支援センター「ぶらっとホーム世田谷」
住所：世田谷区太子堂 4-3-1 STK ハイツ 3 階
電話：03-5431-5355 FAX：03-5431-5357

現在、新型コロナウイルス感染予防の観点から、実際の運営と異なっている場合もございます。

ぶらっとホーム 世田谷
世田谷区自立相談支援機関「ぶらっとホーム世田谷」は、世田谷区から委託を受け、社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会が運営しています。

表24) 令和5年度 子ども(実参加者)学年別内訳 ※()内は令和4年度実績

子ども(実参加者)学年別内訳	小学1年	小学2年	小学3年	小学4年	小学5年	小学6年	中学1年	中学2年	中学3年	高校1年	高校2年	高校3年	不明	合 計
	1(1)	3(7)	4(5)	8(5)	7(5)	7(2)	4(7)	8(4)	6(5)	3(5)	3(5)	2(0)	2(0)	58(51)

3 今後に向けて

せたぜミに参加する子どもは、世帯または本人が何かしらの課題を抱えていることが多いことから、学習支援を中心に社会性の育成、日常生活習慣の形成の支援に日々取り組んでいるが、その前提として子どもにとって行きたい場所、安心していられる場所であることが重要である。

そのためには、引き続き安定した運営を行うためにボラン

ティアの確保に努めるとともに、子どもへの関わり方を学ぶといった研修の機会を学習支援アドバイザーだけでなくボランティアの意見も聞きながら設けていく。

また、子どもばかりでなく、課題を抱えている保護者がせたぜミを通じて困りごとを相談し、支援につながるように、保護者への対応についても積極的に取り組んでいく。

第9章 | 生活福祉資金制度

1 事業概要

①生活福祉資金

所得の少ない世帯、障害者や介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度である。

ぶらっとホームでは、下記の各種貸付について、申請者と貸主である東京都社会福祉協議会の間に立ち、申請要件の確認を始めとする相談支援や申請書作成の支援などを行っている。

また、貸付後も償還(返済)事務や借受人からの償還に関する相談を受け、必要に応じて民生委員や福祉関係機関との連携を図っている。

■福祉資金

具体的な利用目的(出産葬祭に必要な経費、住宅移転など)に必要な経費、障害者用自動車購入など)がある場合に、該当する資金の貸付を行う。原則未払い・未契約の費用が貸付対象となる。

■教育支援資金

資金を貸付することにより、進学・修学の継続を支援し就学する本人の将来的な自立につなげることを目的としている。

修学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談を支援する制度で就学する本人が資金の借受人になり、世帯の生計中心者が連帯借受人となって資金の貸付を行う。

■緊急小口資金

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的としている。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活及び返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた貸付対象に該当する場合貸付を行う。

②生活福祉資金(特例)

コロナ禍で収入が減少し生活に困窮する方の支援金として、令和2年3月25日から令和4年9月末まで緊急小口資金および総合支援金の特例貸付が実施された。

現在、ぷらっとホームでは、償還に関する問い合わせや相談対応、償還猶予申請の意見書作成や償還猶予期間を迎える方の相談を担っている。

■総合支援資金

離職・減収のため日常生活において全般的に困難を抱えた「世帯」の生活再建を目的としている。継続的な相談支援と貸付を行う制度で再就職後に借金(貸付金)の返済という負担を伴うことから世帯全体の生活状況を詳細に把握し、定められた貸付対象に該当する場合、貸付を行う。

■不動産担保型生活資金

自己所有の不動産(土地・建物)に、引き続き将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保にして生活資金の貸付を行う。

表25)生活福祉資金貸付実績(決定)

	令和5年度
福祉資金	6 (4)
教育支援資金	69 (54)
緊急小口資金	5 (2)
総合支援資金	0 (0)
不動産担保型生活資金	0 (0)
要保護世帯不動産担保型生活資金	0 (0)

表26)生活福祉資金特例償還猶予意見書作成

	令和5年度
償還猶予意見書作成	91 (68)

2 実施状況

①生活福祉資金

表25のとおり、令和5年度は教育支援資金の申請が69件で前年度より増加した。福祉資金・緊急小口資金の申請が11件と増加した。

②生活福祉資金(特例貸付)

令和5年度は、令和5年1月から償還(返済)開始となる債権※

について、償還免除や償還猶予についての相談対応を行った。償還猶予意見書作成については、91件で(表26)令和4年度より増加した。また、償還猶予中の借受人に対して、生活状況について伺い、今後の返済の見通しについて相談を受けている。

※令和3年3月末までに申請した、緊急小口資金及び総合支援資金(初回)貸付分

3 今後に向けて

現在もコロナ禍で生活状況が一変し、厳しい生活状況にあり、貸付についての問い合わせや相談が依然として多い。貸付制度の利用を必要とされる相談者に正しく情報が届くよう、広報を積極的に行っていく。

その上で、借受人も含めて、寄せられた相談に対しては丁寧に話を聞き、必要な手続きを滞りなく進めるとともに、単

に資金の貸付や償還の相談に留まるのではなく、自立相談支援へのつながりも含めて、包括的に支援を行うように取り組んでいく。また、生活福祉資金(特例貸付)について、長期にわたる償還期間となっていることから貸付元である東京都社会福祉協議会と連携を図り、返済に必要な情報を借受人へ発信していく必要があると考えている。

第10章 | 受験生チャレンジ支援貸付事業

1 事業概要

受験生の学習塾などの費用、各種受験対策講座や通信講座などの受験料、高校・大学などの受験費用について貸付(無利子)を行い、一定所得以下の世帯の子どもを支援している。

①対象者

中学校3年生・高校3年生・またはこれに準じ、以下の要件を満たす方

- ・借入申込者が世帯の生計中心者(18才以上)である
- ・世帯員の預貯金等資産の保有額が600万円以下である
- ・世帯員が土地・建物を所有していないこと(現在居住している、または生計を維持するために必要とされる土地・建物の所有は収入要件内に限り対象)
- ・都内に引き続き1年以上在住(住民登録)している
- ・生活保護受給世帯の世帯主または世帯員でない
- ・暴力団員が属する世帯の世帯員でない

②貸付金の種類

■学習塾等受講料貸付金

貸付限度額:200,000円(上限)

■受験料貸付金(中学校3年生・またはこれに準じる方)

貸付限度額:27,400円(上限)

1度の貸付で4校(回)分まで、1校(回)あたり23,000円まで
(高校3年生・またはこれに準じる方)

貸付限度額:80,000円(上限)学校数など制限なし

※準じる方とは高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生(申込年度4月1日に20歳未満)。

※1人の子どもに対し、複数年度に渡る利用不可。



受験生のあなたへ
- 令和6年度受験生チャレンジ支援貸付事業のご案内 -

東京都内在住の
中学3年生等
高校3年生
対象

金銭的な理由で
塾や受験を諦めてほしくない!

合格祈願
受験生を応援するにや!

本事業キャラクター
「チャレニャン」

塾の費用
200,000円(上限)

高校受験料
27,400円(上限)
大学等受験料
80,000円(上限)

無利子で
貸付!!

さらに! 高校/大学等に入学した場合、返済が免除されます!

詳しくはホームページへ ▶ 受チャレ 検索

この事業について
本事業を利用するには東京都内在住(1年以上)であることや、所得要件等、いくつかの条件があります。サイト内には、簡易的な対象者チェックツールがありますので、ぜひ活用ください!

お申込み先 お住まいの区市町村窓口

東京都 教育委員会 受験料貸付事業推進課

〈償還免除〉

貸付金を適正に使用した領収書などを提出し貸付対象となる高校や大学などへ入学した場合、免除申請書の提出により返済が免除される。また、その他にも償還免除の適用要件に該当する場合、審査により返済免除となる場合もある

2 実施状況

令和5年度は、区内のコーヒESHOPチェーン店の協力により、レシートに本事業の案内を掲載するなど広報活動をより積極的に取り組んだ結果、表27のとおり全般的に実績が増加した。

表27) 受験生チャレンジ支援貸付実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
学習塾など受講料(中3)申請受付件数	180	(172)
学習塾など受講料(高3)申請受付件数	102	(93)
受験料(中3)申請受付件数	175	(159)
受験料(高3)申請受付件数	136	(119)
貸付決定件数	585	(538)
免除決定件数(令和4年申請者)	530	(351)

3 今後に向けて

受験生チャレンジ支援貸付事業については、令和4年度以降の要件緩和により対象者数が増加している中で、事業の利用を必要とする方が滞りなく利用できるように、より一層の広報周知の強化を図るとともに、迅速に事業処理を進

めることのできる体制を構築する。また、本貸付を通じて申請者から生活に関する相談を受けた際には、これまで同様、相談支援員と連携を図り、適切な支援へ繋げていく。

第11章 | 食料品・生活用品支援

1 事業概要

ぷらっとホームの相談者の中には、経済的な面での課題を抱え、さらに物価高騰の影響もあり、食料品を確保できない、または購入を控えているなどの状況にある方も少なくない。

そうした中で、ぷらっとホームでは従来から食料支援を行っ

てきたが、食料品以外のトイレトペーパーや生理用品などの生活必需品を買う余裕がないなどの声を受けて生活用品の支援も開始し、実際に持ち帰る方も増えている。

2 実施状況

ぷらっとホームの食料品・生活用品支援は目的ではなく、支援における1つのツールとして位置づけており、食料品や生活用品を購入することが困難となる背景にある生活課題へのアプローチを行う契機となったり、支援継続のための意欲喚起に

つながったりすることが見込まれる。

具体的には、ぷらっとホームでは以下の食料品・生活用品支援を行っている。

①生活困窮者緊急食支援事業(旧フードバンク)

緊急対応として、所持金が無く、今日明日の食料確保が困難な状況にある相談者などを対象に、世田谷区社会福祉協議会が会員会費や歳末助け合い募金などを活用して購入した食料を活用し、2～3日分を1セットにして、原則1人1回までの利用として提供している。

表28のとおり、フードパントリーなど他の支援の活用が広がる中で、フードバンク利用はあくまで緊急対応として活用されるため、利用数が減少している。

表28)生活困窮者緊急食支援事業実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
支援件数	60 (85)

②フードパントリー

生活上の困りごとや課題の解決を図る中で、支援の1つとして、食料提供を行っている。

1世帯5回まで利用可能な継続支援として、食料支援を行っている認定NPO法人からの提供や、地区社会福祉協議会のフードドライブ、企業や地域住民からの寄付で集まった食料などを活用している。

配布する際は、世帯人数に合わせて調整しながら一定量をまとめて持ち帰ることができるようセットを組んで渡すほか、必

要な物を自分自身で選んで持ち帰ることができるようなコーナーも設けている。

令和5年度は、ぷらっとホームと世田谷区社会福祉協議会成城本部、烏山地域社協事務所(7月より)にて毎月1回ずつ開催し、表29のとおり支援件数は215件と減少しているものの、依然として一定のニーズがあることが分かる。

表29)フードパントリー事業実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
支援件数	215 (283)

③生理用品の提供

配布する際は中身が見えないように配慮しながら、相談支援員や受付職員からの声掛けを中心に必要とする方に届くように対応しており、表30のとおり344件と依然としてニーズの高い状況にある。ただし、個人の方を中心に随時寄付の申し出がある

ものの、全体量は少なくなっており、配布用の生理用品の確保が難しい状況になってきている。

表30)生理用品配布実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
配布数	344 (337)

④くるくるひろば

ぷらっとホームの受付スペースの一部を活用し、家に置いてある使用する見込みのない物品などを利用者や支援者らが持ち込み、それらの物品を必要としているぷらっとホームの利用者が持ち帰るという循環型の取組みを行っている。事前連絡や職員へ断る必要もなく、誰もが気兼ねなく自由に利用できるということを原則としている。

また、地域住民からの日用品などの寄付が増えており、最近

では、食器、衣類、靴、小型家電、文具、寝具、歯ブラシ、ヘアブラシなどを置いて活用している。

利用される方はくるくるひろばを目的に来所する方だけでなく、ぷらっとホーム世田谷に相談のために来所された方が、待ち時間に置かれている物を眺めて必要なものを持ち帰る様子が見られ、逆に今度は家から物を持ってきて置いていくなど、お互い様の助け合いにもなっている。

【くるくるひろば】～運営上の主な工夫～

- 安全や衛生上の観点から、食品やハサミなどの危険物の提供はお断りしている。(随時に職員が確認し、該当品を発見した場合は回収する。)
- 持ち帰り用に、紙袋(これもリサイクル品)を用意している。

- 大型の物品は写真のみ掲示し、受け取り(運搬を含む)は希望者自身で行う。
- 必要なものがある場合、リクエストをメモに書いて貼るスペースも用意している。

3 今後に向けて

生活困窮者が増加し、抱える課題も複雑化する中で、以前に比べ生活状況がより一層悪化している方も多く、相談者の状況に応じて各種の食料・生活用品支援を活用する機会

は依然として必要とされている。

料・生活用品を確保するための連携先を大事にしていくとともに、新たな連携先の開拓だけでなく、集める仕組みの構築などにも積極的に取り組まなければならないと考えられる。

第12章 | 携帯電話貸出支援

1 事業概要

ぶらっとホーム相談者の中には、料金滞納による利用停止や新たな契約を結ぶことができないといった理由から携帯電話を所有または使用できない方がおり、就職活動や転居の際に大きな弊害となっていた。

また、相談者と適宜に連絡が取れないことで、ぶらっと

ホームの支援も円滑に進まないという課題もあった。

そこで、令和2年度より、携帯電話を契約することができない生活困窮者及び生活保護受給者を対象として、携帯電話の貸出事業を実施している事業者と連携し、ぶらっとホームによる携帯電話の貸出支援事業を開始した。

2 実施状況

携帯電話の貸出は家計相談支援と併せて行っており、携帯電話を貸出している期間中に就労や転宅などの具体的な目的を果たすことを目指しており、実際にこの事業を利用して携帯電話を所持したことが契機となり、就労や転宅に結びついた方もいる。

そうした例も含めて、表31のとおり、事業周知が広がる中

で適切に支援に生かすよう見極めた上で必要な方には貸出を行い、17件となった。

表31) 携帯電話貸出実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度	
貸出件数	17	(21)

3 今後に向けて

社会生活を営む上で欠かすことができないツールとなった携帯電話は、相談者の生活に大きく影響のある就労や転宅といった支援を滞りなく進めるために必要不可欠である。

引き続き事業者との連携を図りながら、貸出支援を継続していく。

第13章 | 専門相談

1 事業概要

ぶらっとホーム利用者が抱える課題の解決には、高度な専門性が必要となることが多い。そこで、相談支援員のほかに、専門相談員として、弁護士や保健師、家計専門員などを

配置し、相談者への対応や相談支援員へのアドバイスを行っている。

2 実施状況

①法律相談

弁護士による法律相談(無料)を同一案件につき3回まで、毎月実施している。法テラスとも連携し、案件の委任についても相談することが可能となっている。

実施回数は、表32、33のように60回、対応件数は200件となった。昨年度までの状況を踏まえ、相談実施回数を60回と増やしたが、対応件数は200件と微減した。コロナ禍の状況から日常生活に移行したことが要因と考えられる。相談内容は前年度

同様、「債務」が最も多く全体の6割を超えており、自己破産などを含む内容となっている。「その他」には、消費契約や成年後見に関することが含まれており、相談内容は生活全般にわたっている。

表32) 法律相談実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
実施回数	60回 (55回)
対応件数	200件 (211件)

表33) 弁護士相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
債務	9	7	10	8	12	14	16	12	9	9	10	11	127
相続	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	0	9
労働	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	6
婚姻関係	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住居関係	1	2	0	3	2	2	0	0	0	2	1	0	13
その他	10	6	3	7	1	1	1	3	3	2	2	3	42
計	21	16	13	19	16	18	18	17	15	15	16	16	200

②保健師相談

困窮状態になる要因として、こころや体の不調やけが、疾病など心身の健康問題があげられ、健康面の不調を抱える相談者への支援において、保健師相談を行っている。令和5年度は、実施回数は37回で減ったものの、対応件数は103件と増加している。相談内容は、相談支援員へのアドバイスを主とする「ケース相談」57件、希死念慮のある方への対応や疾病特性の理解など、相談者を行う面談が27件となっており、体調理解や向き合い方

などについて直接助言も行っている。「就労準備」は12件で、就労準備支援事業として体調管理や自分との向き合い方などをテーマに保健師による健康ワークショップを実施した。「訪問」は2件で、体調が悪く外出ができない相談者宅へ、健康状態の確

表34) 保健師相談実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
実施回数	37回 (42回)
対応件数	103件 (93件)

表35) 保健師相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
就労準備	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	0	12
支援調整会議	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	5
ケース相談	10	2	1	2	8	3	7	3	5	6	5	5	57
面談	2	3	5	2	1	1	1	3	4	4	1	0	27
訪問	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
計	14	6	8	6	10	6	10	7	10	11	9	6	103

③障害専門相談員

相談者が自身の特性や強み、弱みを理解し、課題と向き合えるよう、また相談支援員がそれらを把握した上で支援できるよう、障害専門相談員（作業療法士）が、相談支援員のケース相談や相談者への面談を行った。また、相談者が希望する場合には、簡易的な検査で評価を行い、結果をフィードバックし、支援プランに反映させている。

令和5年度は、実施回数は44回、対応件数は76件であった。

相談支援員がアドバイスを受ける「相談」が41件、相談者を行う「面談」が8件、「評価」が11件、評価の結果を相談者に伝える「フィードバック」が14件となっており、評価を受けて障害者手帳の申請を希望した相談者もいる。

表36) 障害専門相談員 相談実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
実施回数	44回 (45回)
対応件数	76件 (58件)

表37) 障害専門相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相 談	7	1	4	4	3	1	5	6	4	3	2	1	41
面 談	2	1	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	8
評 価	0	0	0	1	2	1	1	3	3	0	0	0	11
フィードバック	1	1	1	1	1	2	1	1	4	0	0	1	14
研 修	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	12	3	5	6	6	7	8	11	11	3	2	2	76

④家計専門相談員

収支が複雑で家計の見える化が容易ではない場合や、相談者の行動変容に結びつきにくい場合など、相談支援員に対する助言や相談者の面談をファイナンシャルプランナー等が専門的立場で行っている。

令和5年度は、実施回数48回、対応件数は197件であった。相談支援員に対する助言の「相談」が64件、相談者への「面談」

が102件であった。また、「研修」では、就労準備支援事業の中で、誰もが関心を持ちやすいお金の話をテーマにするなど、家計改善に向けモチベーションを上げることに取り組んだ。

表38) 家計専門相談員実績 ※()内は令和4年度実績

	令和5年度
実施回数	48回 (48回)
対応件数	197件 (148件)

表39) 家計専門相談員相談内容

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
相 談	2	5	4	2	6	5	14	6	5	8	6	1	64
面 談	2	5	7	12	9	10	8	8	13	7	11	10	102
研 修	0	0	1	2	2	1	1	1	0	0	0	0	8
研修等打合	4	3	4	1	2	4	0	1	0	1	2	1	23
計	8	13	16	17	19	20	23	16	18	16	19	12	197

3 今後に向けて

相談者が抱える課題は、複雑多岐にわたっており、支援には専門的な対応が必要不可欠となっている。一方、専門相談とつながる機会が無い、あってもハードルを感じてしまう、費用負担の問題等もあり、早期に相談する機会を逃し、課題を深刻化させてしまっている相談者が散見される。ぶらっとホームの相

談の中で、相談支援員がつなぎ役となって専門相談を適切に活用し、相談者が課題を軽減でき、解決策を見出せるよう努めていく。そのためには、各分野で適切な対応ができる専門相談員を継続的に確保するとともに、支援の必要性に応じて新たな専門相談員の導入を図っていく。



第14章 | 日常生活支援アドバイザーによるアウトリーチ事業

1 事業概要

生活基盤となる日常生活に課題を抱える利用者に対し、日常生活スキルの習得・定着を図り、自ら安定した生活を維持するため、生活困窮者への理解及び日常生活に関する支援・助言の経験があり、介護保険事業並びに障害者総合支援法事業などに10年以上従事した経験のある日常生活支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）が訪問し支援をして

いる。

アドバイザーは、相談支援員からの依頼に基づき、3か月間を目途に対象となる利用者の自宅などを訪問し、日常生活上の課題の把握から課題解決に向けた指導や助言、各種手続きに関する同行支援などを行うだけでなく、相談支援員への報告や支援プランに対する助言も行っている。

2 実施状況

令和5年度は、利用者7名に対し、延66回対応した。活動内容は、日常生活の維持に関わる、整理整頓が4件、買物・調理が3件、手続き同行が2件、環境整備とゴミ出しが各1件となっている。いずれもアドバイザーが本人とともに行動し、対応方法を身に付け、自分ひとりでもできるようになることを目指している。

また、転宅がきっかけとなり、課題が明らかになり、支援開始となるケースが4件となった。

表40) 日常生活支援アドバイザー活動実績

	令和5年度
利用者数	7名 (7名)
延活動回数	66回 (54回)

表41) 日常生活支援アドバイザー活動内容
(目指す日常生活スキル、複数回答あり)

	件 数
整理整頓	4
買物・調理	3
手続き同行	2
環境整備	1
ゴミ出し	1

3 今後に向けて

相談者の課題解決は、来所による相談支援だけでは生活実態が把握できず、困難な場合がある。生活スキルが身に付いていないため、調理やゴミ出し、整理整頓、洗濯、保清などが困難で、日常生活に支障を来しており、住居や職を失う恐れのある相談者が散見される。自宅を訪問し、相談者の信頼を

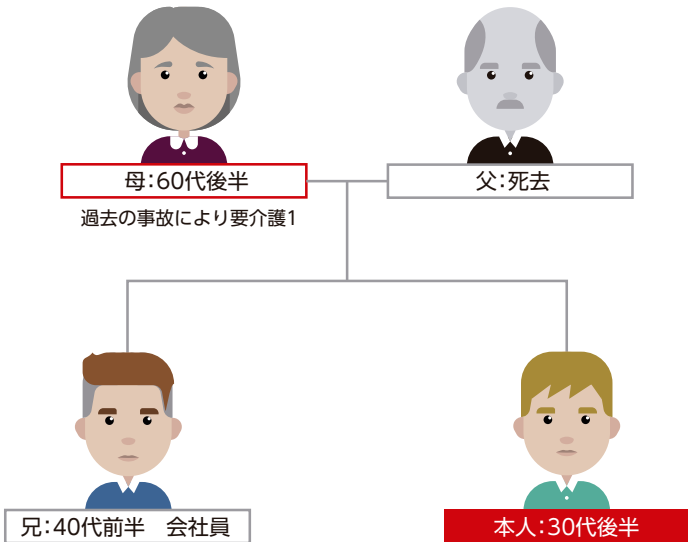
得て、状況のアセスメントを行い、指導助言をはじめ、継続支援が必要な場合は、福祉制度の利用も視野に入れて支援を行っている。こうした支援を必要とする相談者に柔軟に対応できるよう、日常生活支援アドバイザーの拡充が急務となっている。



事例1

就労準備支援事業を利用し、
自身の生き方について模索しているケース

母と同居し、母の不動産収入と年金で生活。
「今後の生活のためにも就労しなくては
いけない」という焦りがあるが、
過去の就労先でのトラウマがあり、
なかなか就労活動が進まない。



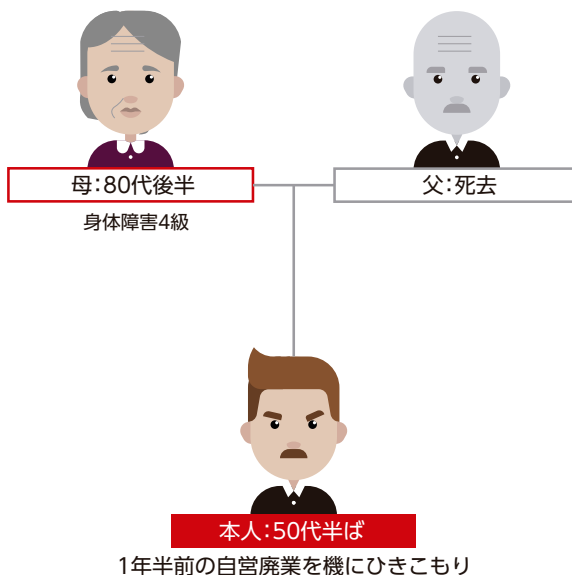
■本人:母と同居中

支援状況	
関係機関	保健師、医療機関、母のケアマネジャー
支援までの経過	中学校卒業後、漫画家を目指して作品を出版社に投稿しながら、スーパーのパート職に勤めていた。27歳頃に漫画家の夢を諦めて、スーパーに正社員として就労するが、人間関係に悩み2年で離職。30歳になり適応障害の診断を受け、保健師の紹介でぷらっとホームに繋がる。就労支援を受けて、出版社に契約社員として勤めるが、コロナ禍の影響で解雇される。再度、本人希望によりぷらっとホームに繋がる。
支援開始後の展開	本人の希望により就労支援を開始したものの、母の介護を理由に、職業紹介を行っても応募に至らなかった。母の介護に関しては、本人の了解の元、母のケアマネジャーとも情報を共有し、福祉サービスを利用できるようになり、本人の介護負担は軽減された。 面談を進めていくうちに、以前の就労先での人間関係のトラウマや解雇されてしまったことへの自信のなさが吐露されるようになり、就労に対する不安が強いことが判明した。そのため、まずは就労準備支援事業を提案し、就労に向けたストレスケアやコミュニケーション方法など様々なグループプログラムに参加した。プログラムに慣れてきた頃に職場見学や体験にもチャレンジし、様々な職種や働き方があることを学んだ。自身の今後の働き方や生き方について考える機会を持ったことで、次第に自信も取り戻していった。そして、働き方についてはフルタイムではなく、少しずつでも社会に出ていくことを念頭に検討していくことになった。 その後、就労支援を再開し、ぷらっとホームの開拓案件であるスーパーのバックヤードの仕事を週3日で行うようになった。就労後も定期的に就労や生活面の振り返りを行いながら、就労日数の増加など、更なる目標に向けて伴走支援を行っている。
コメント	困窮した背景に、就労に対するトラウマを抱えていたり、自己肯定感の低さが影響している相談者がいる。その場合、相談者本人が自身の現状を受け止めて、納得しながら前に進んでいけるように、相談支援員には相談者の生活歴にも配慮し、丁寧な対応が求められていると感じる。

事例2

住居確保給付金利用により、 8050 世帯が支援に繋がったケース

80代後半の母と50代半ばの本人の2人世帯。
本人は自営業を1年半前に廃業し、うつ状態で、
ひきこもり傾向あり。
母も身体障害4級で歩行困難だが、
相談に拒否的で支援に繋がっていない。



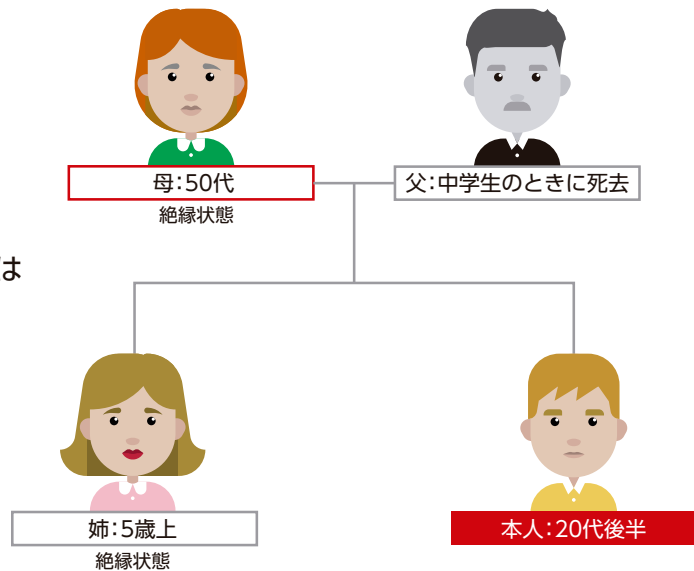
■本人:母と同居中

支援状況	
関係機関	保険料収納課、心療内科クリニック、法テラス、あんしんすこやかセンター
支援までの経過	本人が自営業廃業後にうつ状態となってしまったため、収入は母の年金月10万円のみ。貯蓄は60万円ほど。本人の自営業の債務が100万円と、国民健康保険料の滞納が10万円あり。本人が国民健康保険料の免除相談を行ったところ、保険料収納課よりぶらっとホームに繋がる。 母は人工関節を入れており、身体障害4級で歩行困難だが、相談することに抵抗が強く、日中の介護を本人が担っている。
支援開始後の展開	住居確保給付金を利用しながら就労支援を受けて、これまでの職歴を振り返りながら応募書類の作成を行った。主治医にも定期的に相談しながら、就労開始時期や本人ができそうな職種を検討した。住居確保給付金を利用しながら6か月経過し、これまでの母への介護の経験を活かして、介護施設の運転手を時短のパート就労で開始することになった。 債務に関しては法テラスの弁護士に相談し、自己破産の手続きを行った。滞納している国民健康保険料は、就労決定後に家計シートを作成して、月2万円ずつ分割支払いをする計画を立てた。 ひきこもり傾向にあった本人が就労したことから、母も支援を受ける事に前向きとなり、あんしんすこやかセンターに繋がった。要介護1の判定を受け、ケアマネジャーの支援で、日中のデイケア利用が開始となった。これにより、本人の就労時間を十分に確保することができ、時短のパート就労からフルタイム勤務の契約社員となった。
コメント	相談当初は本人も支援に対して拒否的であったが、住居確保給付金で家賃給付が開始になったことを契機に、就労支援や債務相談に前向きになり、事態が好転していった。 本人の自立を機に同世帯であった母にも良い影響を及ぼし、世帯全体で支援に繋がることができた。本人のニーズと実際の支援が適切に合致し、本人の潜在能力を引き出すことができ、世帯全体で最善の方向へ向かって行ったケースであった。

事例3

家計改善支援によって事業と自身の生活費も立て直したケース

本人は自営業で生計を維持しているが、収入に波があり事業資金などで150万円の債務あり。家族とは不仲で頼れる人がおらず、自力で生活を維持しなくてはならず、不眠が続いている。



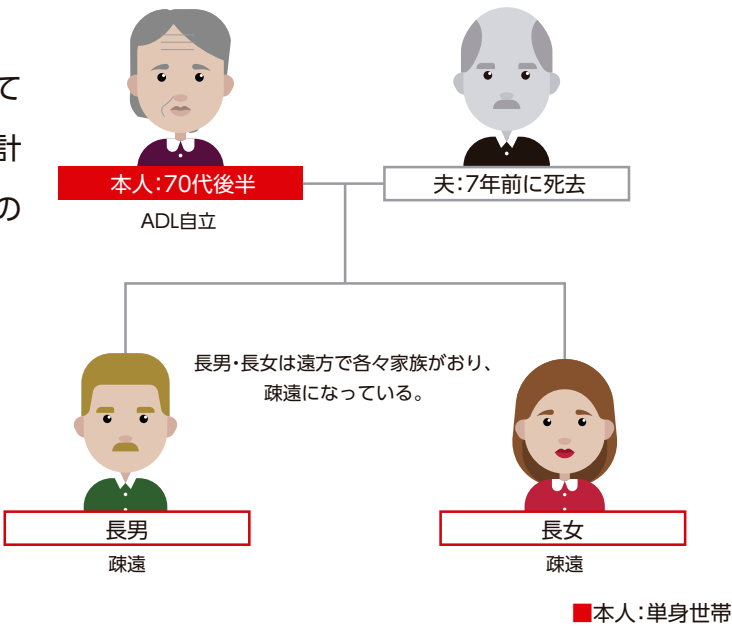
■本人:単身世帯

支援状況	
関係機関	生活福祉資金担当、医療機関、弁護士、家計専門員
支援までの経過	生活福祉資金へ貸付相談があったが、多額の債務があり、収入も不安定なことから、返済計画が立てられないとの理由で貸付は非該当となった。貸付は利用できないものの、本人も自営経費の見直しや今後の生活費のやりくりについて相談したいと希望があり、自立相談に繋がった。
支援開始後の展開	事業収支に関して、これまで有料のアプリで管理していたが、家計専門員と共に見直し、エクセルでキャッシュフロー表を作成。作成したキャッシュフロー表で本人が事業収支を管理できるようになったため、アプリ代の浮いたお金を確定申告に向けた税理士費用に回すように家計専門員より助言した。 債務に関しては、ぶらっとホームでの弁護士相談を利用する中で、個人事業を行っているため、管財人をつけての自己破産を行うこととなった。確定申告に向けた区の税理士相談を利用しながら、破産手続の申請書などの書類を自力で作成して管財人費用を捻出した。 本人も今後の事業の見通しが立てられたことから不安が解消し、不眠の具合もかなり良くなったと話ようになった。 事業のやりくりができるようになったことから、本人より生活費の見直しも検討したいと希望があり、家計シートを作成。生活費に関しても、月々のやりくりについて見直しが進み、支援が終結した。
コメント	家計専門員と共に、本人の潜在能力を引き出しながら、自営業の事業収支の改善と生活費の見直しに成功したケース。家計改善支援事業では、本人との家計シート作成を通し家計の見える化をして、相談支援員が月々のやりくりについて考えていくが、今回のケースのように高度な専門的知見が求められる場合は、家計専門員による助言も検討する。

事例4

家計改善支援を行い単身高齢者の
地域ネットワークを構築したケース

大手銀行を定年退職した夫が、7年前に死去して
単身生活。月18万の年金で生活しているが、家計
管理を夫に任せていたため、自身だけでは家計の
把握ができず、家賃を3か月滞納している。

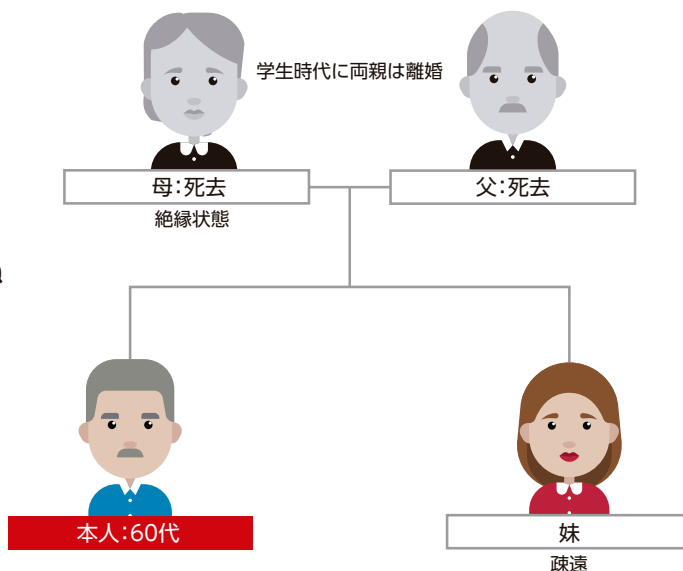


支援状況	
関係機関	あんしんすこやかセンター、不動産業者、成年後見センター、地区社協、民生委員
支援までの経過	月18万の年金収入はあるが、家計管理を担っていた夫の死去後、自力では家計のやりくりができず、家賃を3か月分滞納。家賃支払い先である不動産業者からあんしんすこやかセンターへ支援の要請が入り、自宅訪問を行ったあんしんすこやかセンターからの紹介でぶらっとホームの家計改善支援に繋がる。
支援開始後の展開	家計シートを3か月作成し、家計の見える化を図った。家賃滞納の背景に、知人との多額の交際費が判明し、その他にもカードローンが50万円程あった。カードローンに関しては、弁護士相談を案内。家計シートを基に無理のない返済計画を立てて、任意整理を行った。 知人との多額の交際費は、夫死去後の本人の孤独感が影響していることが判明。あんしんすこやかセンターが地域ケア会議を開催し、本人が孤立しない地域づくりについて、地区社協や民生委員と共に検討を行った。その結果、地域の健康体操や料理作りのサロンに本人が参加することとなり、身近な地域での居場所を獲得し、支出減に繋がった。しかし、その後も家賃滞納が解消しなかったため自宅訪問したところ、支払い書類の整理が自力で行えず、毎月の各種支払いが滞っていたことが判明。成年後見センターの日常生活自立支援事業に繋ぎ、月1回の訪問支援で書類整理ややりくりの見守りを開始した。その結果、家賃滞納も解消となり、地域での本人の単身生活を支えるネットワークを構築することができた。
コメント	高齢で年金だけでは生活ができず、就労支援希望で相談に来られる方も多い。そうした方々の中には事例のように、退職や家族の死去などの生活環境の変化によって、孤立を感じている方も多い。そのため、家計改善支援や就労支援のようなぶらっとホームの支援だけではなく、あんしんすこやかセンターを始めとした関係機関と連携を取りながら、その後の生活について地域での居場所や見守りも含めた支援に繋いでいく必要があると感じている。

事例5

孤立していたが働くことで 社会との関わりを持つようになったケース

学生時代に両親は離婚、その後父は他界。
母とは音信不通であったが行政からの連絡で
死亡を確認。
長期の就労ブランクがあるため毎週面談を重ね
信頼関係を構築。



■本人:単身世帯

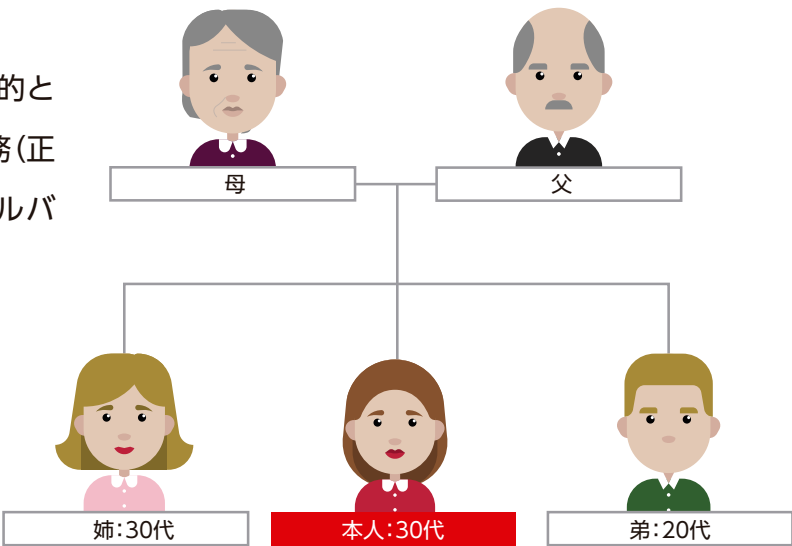
支援状況

関係機関	生活支援課
支援までの経過	本人が学生時代に母親が家を出て音信不通の状態となり、父もその後他界。唯一の家族は妹であるが、現在、会うのは数年に一度となっている。 大学卒業後、大手メーカーを会社都合にて退職。 退職後、本人は毎日、昼過ぎに起き週一回程度の買い出しで外出するだけのひきこもり生活。その後、20年近く一切仕事はせず、退職金と預貯金を少しずつ切り崩しながら生活が続けていたが底をつき、生活保護申請となった。
支援開始後の展開	健康上や生活における大きな問題は無く、働くにあたってはコミュニケーションが一番の課題であった。 週3日、一日3時間程度の仕事から徐々に身体をならしていく事を目指してぷらっとホームで支援を開始した。 仕事をする上で他者との距離感を気にしていたため、求人開拓員が広々とした学校構内で作業ができる清掃の求人を独自開拓し、採用に至った。 就職後の定着支援での面談は笑顔で来所されるようになった。
コメント	若者層に表現されがちな「ひきこもりの定義」は高齢者においても同様と感じた事例です。 就労して3か月が経過した現在、勤務日には、健康のため30分歩いて通勤しており、「働き始めたことで食事が美味しいと感じるようになり、少し太った」と話されており、馬が合わないと言っていた大家さんとも、近頃話すことが増えたとのこと。 「働く」ことで環境が変わり、職場が新しい居場所となっていると感じる。

事例6

一般就労での継続が困難で、
障害者枠雇用で就労が決まったケース

特例子会社（障害者の雇用促進と安定を目的として設立される関連会社）にてPC入力事務（正社員）で決定。生活費のために居酒屋のアルバイトをしながら諦めず応募を続けた。



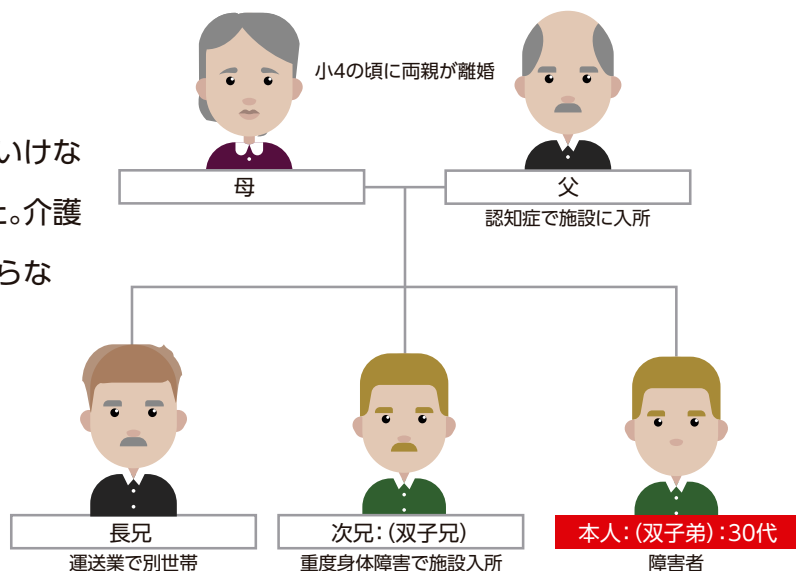
■本人:単身世帯

支援状況	
関係機関	障害者就労支援センター
支援までの経過	大学卒業後、一般就労するも継続できずに転職を繰り返す。店舗での商品販売やコールセンターなどのマルチタスクが必要な業務では継続して就労できなかった。居酒屋のアルバイトで収入を得ながら、障害年金と合わせ生活している。
支援開始後の展開	就労収入が不安定な時期に住居確保給付金の受給も終了。アルバイト先では、自分の意思が伝えられず、店側の事情で就労時間が変更や短縮されることが度々あり、収入は不安定だった。また企業での実習時に、複数の業務の優先順位がわからなくなりフリーズしてしまった。臨機応変な対応やマルチタスクが苦手でありストレスになったとの振り返りがあったので、就労指導員のいる特例子会社での働き方を提案。一緒に特例子会社の求人情報を探しながら仕事の内容について相談を重ね、職務経験を整理した結果、PC作業に強みがあることやコツコツ取り組める作業が向いていることがわかった。 面接練習やPCスキルテスト対策の支援をした結果、特例子会社とのオンライン面接、適性検査、PCスキルテストを突破し、正社員（障害者枠雇用）での内定をいただいた。「今後は生活費のやりくりも余裕ができます」と安心した様子でこれからの仕事への意気込みが感じられた。就労開始後、本人より「今まで経験した仕事の中で一番、自分に合った仕事なのでずっと続けたいです」との話があった。
コメント	大学卒業後、都会での一人暮らしを始め、ようやく障害者雇用での安定就労に進むことができた。あきらめないことが社会人の自立への最初のステップになった。これからは午前中から仕事をする生活が始まり、健康の為に減量したいと気持ちも前向きとなった。「奨学金返済もこれから計画的にできそう」という言葉に社会人としての責任感が伺えた。今後も定着支援をしつつ応援していきたい。

就労訓練事業所を活用し、 一般雇用へステップアップした事例

両親は本人が小4の頃に離婚。

小中高と成績は悪く、友達の話にもついていけなかった。また、高校まで時計が読めなかった。介護の専門学校を卒業するが、資格取得には至らなかった。



■本人:単身世帯

支援状況

関係機関	保健センター専門相談課、特定相談支援事業所、法律事務所(保佐人)、グループホーム、メルクマール
支援までの経過	数年前に父が認知症で施設に入所。同じ時期に双子の兄も重度身体障害のため施設入所。長兄は運送業で別世帯。本人は1人で実家である一軒家で生活。長兄から、家売るので働いて自立するように言われ、父のケアマネージャーと共にぶらっとホームに来所。
支援開始後の展開	手帳取得の意思を確認し、他機関での検査後、愛の手帳の取得へと進む。本人の希望で小売業の採用面接を受けるが不採用。保健センターで専門相談を受ける。障害年金の受給、グループホームへの入居、成年後見制度の利用についても進める。ぶらっとホームから就労訓練事業所へ繋ぎ、清掃の就労訓練を行った。訓練終了後にアルバイト契約となる。その後、障害者枠雇用で倉庫業務に応募したが不採用。本人の温厚な性格を考慮し、比較的ゆったりと働ける介護施設での清掃の仕事をぶらっとホームが独自開拓し、採用に至った。障害者枠雇用で清掃の経験があることから皆と同じように仕事が割り振られ、イレギュラーな仕事の指示や仕事量、同僚との関係などに混乱する様子が見られたので、ジョブコーチに入ってもらい、周りの人達の理解を得ながら、少しずつ仕事がやり易くなっている。
コメント	困ったときには積極的に相談できるよう、グループホーム(随時)や保健センター(3ヵ月毎)、ぶらっとホームでの面談(月1回)を継続している。清掃の仕事は、シフトを増やしたい気持ちがある。ジョブコーチ支援が落ち着いたら、『障害者就労支援センター』での定着支援にも繋がりたいと考えている。



ぷらっとホーム世田谷(世田谷区生活困窮者自立相談支援センター)

世田谷区太子堂4-3-1 STKハイツ3階 TEL:**03-5431-5355** / FAX:**03-5431-5357**

ぷらっとホーム世田谷分室(生活福祉資金)

世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階 TEL:03-3419-2611 / FAX:03-6453-2811

ぷらっとホーム世田谷分室(住居確保給付金・受験生チャレンジ支援貸付)

世田谷区太子堂4-3-2 DS三軒茶屋ビル2階 TEL:03-6805-2787 / FAX:03-6453-2811